12　随時受付
　前記２⑴及び同⑵の期間後に参加資格の申請をする場合は、平成31年４月１日以降、前記３⑵イに示す場所において、申請書類の郵送又は持参にて随時受け付ける。
13　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
　前記３⑵イに同じ。

競争参加者の資格に関する公示

　平成31・32年度に有効な「建設工事」及び「設計・コンサルティング業務」並びに平成31・32・33年度に有効な「物品の製造・販売・役務の提供等」について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構における競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
　平成30年11月16日
　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
　　契約部長　磯部　　篤
◎調達機関番号　817　◎所在地番号　08
１　業種区分
　⑴　建設工事
　⑵　設計・コンサルティング業務
　⑶　物品の製造・販売・役務の提供等
２　申請の時期
　平成30年12月３日から平成31年１月31日とする。(ただし持参については土、日曜日、祝祭日及び年末年始（平成30年12月29日～平成31年１月３日）は除く。)なお、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りでない。
３　申請の方法
　⑴　申請書の入手方法
　　当機構所定の「一般競争（指名競争）参加者資格審査申請書（建設工事)、(設計・コンサルティング業務)及び(物品の製造・販売・役務の提供等)」(以下「申請書」という。)は、以下の当機構ホームページからダウンロードすることにより入手できる。また、別記１に掲げる配付場所においても配付する。
　　http://www.jaea.go.jp/for_company/supply/format/
　⑵　申請書の提出方法
　　競争参加者資格は、当機構のすべての拠点に有効なものとなるので、申請書に次の書類を添え、別記１に掲げる提出窓口のいずれか１拠点に郵送又は持参すること。(郵送の場合は簡易書留郵便又は配達記録郵便とし、平成31年１月31日当日消印有効)。
　　①　建設工事
　　イ　総合評定値結果通知書の写し
　　ロ　納税証明書又はその写し
　　ハ　委任状（行政書士等が申請する場合又は共同企業体の場合）
　　ニ　共同企業体協定書の写し（共同企業体の場合）
　　ホ　誓約書（共同企業体の場合）
　　ヘ　その他本部における契約を担当する者が必要と認めるもの
　　②　設計・コンサルティング業務
　　イ　技術者経歴書
　　ロ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
　　ハ　業務に関し法律上必要とする資格の証明書の写し
　　ニ　財務諸表類
　　ホ　納税証明書又はその写し
　　ヘ　委任状（行政書士等が申請する場合）
　　③　物品の製造・販売・役務の提供等
　　イ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
　　ロ　財務諸表類
　　ハ　営業経歴書
　　ニ　納税証明書又はその写し
　　ホ　委任状（行政書士等が申請する場合）
　⑶　申請書等の作成に用いる言語
　　①　申請書類及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語にて記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
　　②　申請書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
４　競争に参加することができない者
　⑴　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
　⑵　競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められ、３年以内の定めた期間を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また、同様とする。
　　①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
　　②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
　　③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
　　④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
　　⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
　　⑥　前各号の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
　⑶　建設工事を希望する者で建設業法第３条の許可及び同法第27条の23に規定による経営事項審査を受けていない者
　⑷　設計等を希望する者で営業に関し法律上必要な登録を有していない者
　⑸　申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
５　競争参加者の資格及び審査
　競争に参加できる者の資格審査は、当機構が定める「競争参加者資格審査要領」によって行う。
６　資格審査結果の通知
　「競争参加者資格認定通知書」により通知(郵送）する。
７　資格の有効期間
　⑴　建設工事及び設計・コンサルティング業務
　　平成31年４月１日から平成33年３月31日までとする。なお、上記２のとおり他の時期に申請した場合は、資格を付与されたときから平成33年３月31日までとする。
　⑵　物品の製造・販売・役務の提供等
　　平成31年４月１日から平成34年３月31日までとする。なお、上記２のとおり他の時期に申請した場合は、資格を付与されたときから平成34年３月31日までとする。
８　その他
　⑴　「建設工事」及び「設計・コンサルティング業務」に係る一般競争（指名競争）参加者資格を得ようとする者で、文部科学省の資格を得ている者、「物品の製造・販売・役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加者資格を得ようとする者で、全省庁統一資格を得ている者は、この公示するところによる申請の必要はない。当機構所定の「委任状・使用印鑑届」及び「口座振込依頼書」を提出することによって、競争入札等に参加できるものとする。
　⑵　当機構で認定された一般競争（指名競争）参加者資格では文部科学省の資格及び国（中央省庁)の統一資格の有資格者にはなれない。
　⑶　不明な点については、別記１に掲げる窓口に問い合わせること。
９　競争参加者資格を有する者の名簿(建設工事)の閲覧先
　http://www.jaea.go.jp/about_JAEA/information_disclosure/contact.htmlに示す情報公開窓口。
別記１　申請書の配付場所及び提出窓口
〔掲載順序　拠点名　郵便番号　所在地等〕
　⑴　本部
　　〒319―1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地１　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　契約部　契約調整課　電話029―282―4079
　⑵　大洗研究所
　　〒311―1393 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　大洗研究所　管理部　調達課　電話029―267―1919（内線7090）
　⑶　敦賀廃止措置実証部門
　　〒914―8585 福井県敦賀市木崎65号20番地　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　敦賀廃止措置実証部門　敦賀廃止措置実証本部　事業管理部　調達課　電話0770―21―5025
　⑷　幌延深地層研究センター
　　〒098―3224 北海道天塩郡幌延町北進432番地２　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　幌延深地層研究センター　調達課　電話01632―５―2022